原議保存期間	５年(令和９年３月31日まで)
有　効　期　間	一種(令和９年３月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長　　警察庁丁保発第６５号
警視庁生活安全部長　殿　　令和３年６月１７日
各道府県警察（方面）本部長　　警察庁生活安全局保安課長

不正防止対策を施した遊技機の取扱いについて（通達）

ぱちんこ営業に係る遊技機については、新たな形態の不正が発見される都度、遊技機の製造業者がこれを防止するための部品（以下「対策部品」という。）を製作し、当課及び都道府県公安委員会に説明して、当該対策部品を取り付けることが遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないことの確認を受けた上で、当該対策部品を対象となる型式に属する遊技機（以下「対象遊技機」という。）に取り付けることとしている。

この手続によって対策部品を取り付けた場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第20条第10項において準用する第９条第３項第２号により、ぱちんこ営業者は当該変更について届出書を提出することとなる。一方、当該対策部品が取り付けられた遊技機について、法第20条第２項の認定（以下「認定」という。）を受けようとする場合、新たに営業所に設置しようとする場合（中古機を設置しようとする場合を含む。）、その他都道府県公安委員会の承認を要する変更をしようとする場合には、本来、当該対策部品を取り外さなければ、「検定を受けた型式に属する遊技機」に認められる申請手続をとることができない（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号。以下「遊技機規則」という。）第１条第３項第２号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号。以下「施行規則」という。）第19条第２項、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第１号。以下「府令」という。）第１条第11号ロ又はハ）。しかし、当該対策部品は対象遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないことを当課及び都道府県警察において確認したものであり、また、対策部品によっては取り外すことが困難なものもあるところ、一旦取り付けた対策部品を取り外さなければ認定又は承認の申請を行い得ないとすれば、ぱちんこ営業者に相当な不便を課すことになる。

そこで、遊技機の製造業者が、検定を受けた型式に属する遊技機に係る対策部品を製作し、当課及び都道府県警察に説明して、当該対策部品を取り付けることが対象遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないことの確認を受けた場合における当該対策部品取付け後の遊技機の取扱いについては、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1　遊技機の認定申請

対策部品を取り付けた状態で、「検定を受けた型式に属する遊技機」として認定の申請を行うことを認めることとする（遊技機規則第１条第３項第２号）。

また、当該対策部品の取付けに係る変更については、既に当該ぱちんこ営業所から届出書が提出されていることから、改めて当該対策部品の取付けに係る変更の届出書を提出することは要しない。

2　遊技機の増設又は交替に係る承認申請

対策部品を取り付けた状態で、「検定を受けた型式に属する遊技機」として遊技機（営業所に設置されたことのある遊技機を含む。）の増設又は交替に係る承認の申請を行うことを認めることとする（施行規則第19条第２項、府令第１条第11号ロ又はハ）。

当該対策部品の取付けに係る変更については、当該ぱちんこ営業所から届出書が提出されていないことから、遊技機の増設又は交替に係る承認申請を行うとともに、当該対策部品の取付けに係る変更の届出書を提出することを要する。

3　遊技機のその他の変更に係る承認申請

対策部品を取り付けた状態で、「検定を受けた型式に属する遊技機」として遊技機のその他の変更（府令第６条に定める軽微な変更を除く。）に係る承認の申請を行うことを認めることとする（施行規則第19条第２項、府令第１条第11号ロ又はハ）。

当該対策部品の取付けに係る変更については、既に当該ぱちんこ営業所から届出書が提出されていることから、改めて当該対策部品の取付けに係る変更の届出書を提出することは要しない。

なお、検定を受けた型式に属する遊技機であって、当該検定の有効期間内において認定を受けたものに増設又は交替以外の変更（府令第６条に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においても上記と同様、対策部品を取り付けた状態で承認申請を行うことを認めるほか、当該対策部品の取付けに係る変更の届出書を改めて提出することは要しないこととする。

4　その他

上記の取扱いは、今後、遊技機の製造業者が製作し、当課及び都道府県警察において遊技機の性能に影響を及ぼすおそれがないことを確認する対策部品のほか、これまでに同様の手続をとって取り付けられた対策部品についても同様とするが、遊技機の不具合等、不正防止対策部品以外の部品取付けについては、この取扱いを適用しない。